

2019 年 1 月 17 日

「どこまでやるの妥当性監査～その視点、方法、範囲を考える」

リーダー：並木雅史（兼松コミュニケーションズ(株)常勤監査役）

メンバー：名倉良夫（東電設計(株)常任監査役）

丸山孝生（横河計測(株)常勤監査役）

コーディネータ：菊谷 純（三菱電機システムサービス(株) 常勤監査役）

1. 目的

妥当性監査の是非については異なる学説があるが、監査現場では妥当性監査にどの程度踏み込んでいるのか？また、妥当性監査の視点や方法は何か？コーポレートガバナンスコードで監査役の仕事を能動的・積極的に権限を行使して行こうとする動きと絡めて、監査役としてどういうことに心掛けているか、どういう悩み、課題を抱えているかなどをまとめて、分科会出席メンバーと共有すること。

2. 活動の概要

6 回のミーティングを各社持ち回りで開催

3. 報告

3. 1 妥当性監査の概要・・・高橋均先生の論文より（菊谷）・・・資料 1

法令・定款違反の有無に関する監査である適法性監査に対し、妥当性監査は取締役の業務執行の是非を監査するもの。監査役に選任される前までの経験も生かして、取締役会や社内会議・委員会で適切な意見を積極的に発言する意義は大きい。

3. 2 適法性(相当性・適正性)と妥当性（並木）・・・資料 2

妥当性監査に就いて考えるに当たり、監査役監査で言及される相当性・適正性、並びに妥当性の意味するところが十分に理解出来ていなかった。従い先ずは、各々の語句としての定義と、実際の監査業務においてどのような事を意味するのかを、日本監査役協会の監査役監査基準等を例として調べてみた。

3. 3 各社の妥当性監査の取り組み（丸山／代理：菊谷・並木）・・・資料 3、4

各社（A 社・B 社・C 社・D 社）の監査活動を振り返り、適法性監査と妥当性監査の観点から、監査内容を分類してみた。（資料 3）

縦軸の監査項目は、各社共、大枠では概ね共通しているが、子細には各社の機関設計・事業内容・監査環境等によって、特色がある。

適法性監査に分類される内容は、各社の表現は異なるものの、『法令・定款などを遵守しているか』を判断基準にした監査として括られる。

一方で、妥当性監査については、各社とも『経営判断の原則』に照らして、取締役の行為を監査しているが、監査の範囲や深さは、各社の事情による違いが伺える。

また、全体を概観して、適法性監査と妥当性監査の割合に、大きな差はない（結構、妥当性監査に踏み込んで監査している）と言えるのではないかと。

さらに、各社の妥当性監査の具体的な事例を挙げて、執行側への積極的な提案のあり様を共有した。（資料 4）

3. 4 「守りの監査」と「攻めの監査」（名倉）・・・資料 5

コーポレートガバナンス・コードには、経営者に適切なリスクテイクを促す「攻め」の側面と、過度なリスクテイクの回避を目指す「守り」の側面があり、これに対応して監査役の役割・責務にも攻めと守りの監査の側面がある。この二つの側面と本WGで議論した妥当性監査、適法性監査の関連性について整理を試みた。

以上